

## 第14回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月27日(火) 午後1時30分から14時20分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員 (14人)

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	1番	野澤博幸
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	4番	澤田雄一
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	9番	千島武
	10番	松田永
	11番	小坂寛和
	12番	山川明

4. 欠席委員 (0人)

なし

5. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の第3第1項の規定による届出の報告について  
議案第1号 令和3年6月16日及び25日に提出のあった合意解約通知  
の成立状況の確認について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)  
議案第5号 土地の現況証明願について  
議案第6号 農地移動適正化斡旋申出について  
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 正彦 事務係長 手塚 晃佑 事務係 安藤 美香

## 7. 会議の概要

事務局長 只今より第24期第14回7月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 【会長挨拶】

議 長 それでは一般事項と併せて動向報告を事務局よりお願い致します。

事務局長 【動向報告の朗読】

議 長 七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、おりません。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に12番の山川明委員、2番の平野博章委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

異議なしということで、議事録署名委員は12番の山川明委員、2番の平野博章委員をお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

異議なしということで、会期は今日1日と致します。

報告第1号「農地法第3条の第3第1項の規定による届出の報告について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【報告第1号朗読後、説明】

議 長 それでは説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、報告済みと致します。

それでは議案を審議して参ります。議案第1号「令和3年6月16日及び25日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第1号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議してまいりますので、よろしくお願ひ致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

2番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)」を上程致します。事務局より内容説明お願ひします。

事務局 【議案第1号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしくお願ひ致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)」を上程致します。事務局より内容説明お願ひします。

事務局 【議案第2号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしくお願ひします。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、この案件について北海道農業会議への意見聴取を行うことについてを審議して参ります。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、北海道農業会議への意見聴取を行うことについては決定と致します。

続きまして、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決により許可書の交付をしてよいかについて審議して参ります。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決により許可書を交付することで決定と致します。



の土地となります。申請地1及び4は農業振興地域整備計画白地で、1及び4における税務課での課税状況については現況地目は畑として課税され、また、申請地については総会議案43、44ページでは農地として利用の形跡はあるものの、その後北海道建設管理部による河川の浚渫工事により発生した土砂の一時堆積場所として一時転用がなされておりました。現地は、工事等終了に係る原状復旧工事がなされ、牧草が作付けされておりましたが、現在は、農地の体をなしておらず、大量のズリ等により整地がなされている形跡も見られ、また、ヤナギ等の灌木が繁茂しておりました。このことから、現況調査の結果、1番議案及び4番議案については、申請のとおり農採以外として判断して参りました。

次に、2番議案について報告致します。【議案第5号、2番朗読】申請地については、農業振興地域整備計画白地で、税務課による課税状況については、現況地目畑として課税され、現況については、農地として耕作がなされていた形跡はあるものの、他の申請地同様一体的に利用がなされておらず、ヤナギ等の灌木の繁茂が著しく、農地の体をなしておらず、現地調査の結果、2番議案については、農採以外と判断して参りました。

次に、3番議案について報告致します。【議案第5号、3番朗読】申請地については、農業振興地域整備計画白地で、税務課による課税状況については、現況地目山林として課税され、現況については、林地化が進み、他の申請地同様、農地として利用がなされておらず、農地の体をなしておらず、現地調査の結果、3番議案については、農採以外と判断して参りました。以上、報告と致します。

議長 はい、宮本委員。

8番 はい。5番議案については私から報告致します。【議案第5号、5番朗読】場所は、の場所となります。申請地は、農業振興地域整備計画農用地区域で、税務課による課税状況については、現況地目田として課税され、航空写真のとおり、畑として利用がなされておりました。現況調査の結果、5番議案については、畑と判断して参りました。以上、報告と致します。

議長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参りますので、よろしくお願ひします。

1番についてはいかがですか。はい、小澤委員。

7番 はい。7番小澤です。確認させてください。1番と4番については先ほどの説明によると、過去に転用をかけて川の工事の残土を入れていたということなのですが、本来であれば一時転用の期間が終了したら完全に原状復帰することが義務付けられているかと思うのですが、それがなされていなかったということでもいいでしょうか。

事務局長 農地の一時転用については原状復帰が基本となります。ただ、公共事業に係る農地転用については許可不要の案件となりますので、当時も所有者と北海道建設管理部の間のみで貸借の契約を交わされたのだと思います。ですので、本来であれば工事が済み次第、農地に戻さなければならぬこととなります。当時も、一応農地の姿には戻したらしいのですが、牧草を播種されていたので地表部分が見えず確認できていなかったようです。ですが、現在農地パトロールで見ている通り、我々が入っていける手前の部分については、大型ダンプの回転路となっていたこともあり、砂利が混じっているようです。奥側については、土砂等を入れているだけとのことなのですが、入って行くことはできず、確認できていません。原状復帰した際にも双方で現地を確認し、所有者へ引き渡したものだと思われますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

事務局 申請者の方が農地以外にすることはできないかと相談に来られた際にも、北海道建設管理部の方には何とか原状復帰することはできないか再度確認、検討してくださいというお願いをしたりと、接触はしてみたそうなのですが、建設管理部の方は担当者も変わっていますし、今から原状復帰のために工事をすることはできないと回答されてしまい、現況証明願を出したという経緯もあります。ただ、調査委員さんの判断としてはなかなか難しい状況で様子ではありました。

7番 その工事を始める前というのは、元々農地として使われていなかったのでしょうか。

事務局長 ほとんど農地としては使われておりませんでした。

7番 放棄地のパトロール対象だったんですね。峠下の方でも工事のために転用をして砂利を敷いたままにして車両を置いたりして、農家から苦情が入って、撤去することになったということもありましたので、そういった農地については注意していかなければならないのではないかと思います。今回の件については、経緯も理解できました。ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。もう一度お諮り致します。1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

2番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2番については異議なしということで、決定と致します。

3番についてはいかがですか。(異議なしの声)

3番については異議なしということで、決定と致します。

4番についてはいかがですか。(異議なしの声)

4番については異議なしということで、決定と致します。

5番についてはいかがですか。(異議なしの声)

5番については異議なしということで、決定と致します。当日の調査委員の皆様、ご苦労様でした。

次に、議案第6号「農地移動適正化幹旋申出について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【議案第6号朗読、説明】

議 長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、議案第6号については決定と致します。

続きましてその他1番協議事項を事務局より説明お願い致します。

事務局長 【協議事項1番から3番を朗読、説明】

議 長 只今説明がありましたとおり、協議事項1番、第15回8月総会を8月26日午後1時30分からでいかがですか。(異議なしの声) 第15回8月総会を8月26日午後1時30分からで決定と致します。

2番の土地の現況調査を8月19日午前9時00分でいかがですか。(異議なしの声) 土地の現況調査は8月19日午前9時00分で決定と致します。

3番の閉会中の令和3年7月28日から令和3年8月26日までの会長、会長職務代理、各委員の出張承認ですが、いかがですか。(異議なしの声) 異議なしということで、決定と致します。

続きまして2番その他について事務局より何かありませんか。

事務局長 事務局からは特にございません。

議長 その他で委員さん方から何かございませんか。  
それでは、以上をもちまして第24期第14回七飯町農業委員会総会  
を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月9日

議事録署名委員

山川 明

平野 博章